

令和7年度 保育所等の利用調整に関する日程表

令和6年12月1日

申込み締切日等		利用希望日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	翌年 1月1日	翌年 2月1日	翌年 3月1日	翌年 4月1日
申込み書 受付開始日			2/3(月)	3/3(月)	4/1(火)	5/1(木)	6/2(月)	7/1(火)	8/1(金)	9/1(月)	令和8年1月分以降のスケジュール等は未定です。 決まり次第、ホームページ等で公表いたします。			
面談期間※1		市役所 保育運営課	12/2(月) ~1/31(金)	2/3(月) ~3/31(月)	4/1(火) ~4/30(水)	5/1(木) ~5/30(金)	6/2(月) ~6/30(月)	7/1(火) ~7/31(木)	8/1(金) ~8/29(金)	9/1(月) ~9/30(火)				
受付 終了日	郵送※2 ぴったりサービス	市役所 保育入園課	3/25(火)	4/25(金)	5/23(金)	6/25(水)	7/25(金)	8/25(月)	9/25(木)	10/24(金)				
	窓口		3/31(月)	4/30(水)	5/30(金)	6/30(月)	7/31(木)	8/29(金)	9/30(火)	10/31(金)				
申込内容の修正期限※3 不足書類の提出期限			3/31(月)	4/30(水)	5/30(金)	6/30(月)	7/31(木)	8/29(金)	9/30(火)	10/31(金)				
利用調整会議日			4/11(金)	5/13(火)	6/10(火)	7/10(木)	8/12(火)	9/10(水)	10/10(金)	11/12(水)				

- ・(※1) 疾病・障害・発達面に心配がある児童は、保育園で受け入れを行うにあたり、支援の必要性を確認させていただくため、保育運営課での面談等が必要になります。面談は事前の電話予約のうえ、保育運営課窓口で行います。面談実施期間は上記の表のとおりですが、面談のご予約のお電話はいつでもお受けしております。
- ・(※2) 申込書類を郵送される場合は、紛失や漏えいなどを防ぐため、追跡可能な方法(特定記録郵便、簡易書留、レターパックなど)でご提出ください。
- ・(※3) 申込内容の修正には、希望施設の「追加」・「希望順位の変更」・「削除」、「きょうだい同時申込み時の利用承諾条件(同時・同園限定など)の変更」、「育休明けでの申込時の復職希望に関する変更」などが該当します。
- ・保育所等 … 認可の「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「家庭的保育事業者」
- ・ぴったりサービス(国が運営する行政手続のオンライン窓口)によるオンライン申請も受付できます。ただし、「主治医の意見書」を添付する場合は、別途原本を保育入園課へ郵送してください。
- ・利用を希望する保育所等の事前見学は、保育所等に予約のうえできる限り行うようにしてください。
- ・利用調整の結果通知は、「初回希望月」、「希望施設の変更月」、「4月」、「利用承諾月」に発送しております。
- ・利用調整の結果通知は、通常、利用調整会議の市役所翌開庁日までの発送となります。
- ・利用調整結果についての問い合わせ対応は、結果通知の発送日の翌市役所開庁日からとなります。